

府中市市民活動センター プラッツ 起業支援コーナー ソーシャルビジネスラボ 利用規約

府中市市民活動センター プラッツ（以下、当センター）の起業支援コーナー ソーシャルビジネスラボ（以下、当コーナー）はコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの起業・創業を目指す個人・法人に対してブースを有料で貸し出すコワーキングスペースです。

施設利用するにあたっての規約を定めていますので、当コーナーの利用を希望する際は本規約をご確認、ご了承の上、サービス利用申込みをしてください。なお、本規約の内容については事前の予告なくこれを変更する場合があります。

第1条（サービス内容）

本規約は、当施設において提供する以下のサービスに関して共通して適用されるものとします。

- （1）ドロップインサービス：当コーナーに登録していない非会員による利用
- （2）会員利用サービス：当コーナーに登録している会員による利用

第2条（サービス利用申込）

- 1 ドロップインサービスの申込みに際しては、本規約を承諾の上、「ソーシャルビジネスラボ 利用票」をご記入いただき当センターが承諾した時点で、当コーナーの利用が可能となります。
- 2 会員利用サービスの申込みに際しては、本規約を承諾の上、WEB上の「ソーシャルビジネスラボ 会員申込フォーム」から必要事項をご提出いただき、当センターが承諾した時点で会員登録が成立し、当コーナーの利用が可能となります。
- 3 当コーナー内のロッカー（私書箱機能付き）の利用については、別途契約が必要です。
- 4 会員利用サービスにおいて提出した内容に変更があった場合は、変更から2週間以内に、変更内容を記載した書類および変更内容を証明する書類をご提出ください。

第3条（支払い方法）

- 1 両サービス利用者は、利用開始前に5階受付で「ソーシャルビジネスラボ 利用票」の必要事項ご記入のうえ、ご提出いただきます。受付後、入室キー（ストラップ付）をお渡しいたします。
- 2 退出の際は5階受付に入室キーを返却し、使用料金をお支払いください。

第4条（サービス利用者の権利）

- 1 当コーナーの利用時間は開館日の8時30分～22時とします。年末年始（12月29日～1月3日）および施設点検日（2月の第3月曜日）は休館日となり、ご利用頂けません。両サービス利用者は、有する権利を第三者に貸与および譲渡することはできません。（ただし、会員利用サービスとして登録した代表者が申請し、当センターが許可した会員を除く。）
- 2 当センターによる施設利用の許諾は、両サービス利用者に借地借家法に基づく借家権、民法に基づく賃借権を付与するものではありません。

第5条（施設利用の一時的な中断及び制限）

- 1 当センターは次の事由により、両サービス利用者へ事前に通知することなく、施設の利用を一時的に中断または制限する場合があります。
 - （1） 設備の保守、点検、修理、仕様変更などを行う場合
 - （2） 火災・停電が発生した場合
 - （3） 天変地異、テロなどが発生した場合
 - （4） その他、やむを得ず施設利用の一時的な中断および制限が必要であると当センターが判断した場合
- 2 施設利用の一時的な中断や制限が行われたことによる会員の損害について、当センターは一切責任を負う義務は無いものとします。

第6条（退会）

- 1 会員サービス利用者は届出により退会することができます。

第7条（損害補償）

- 1 両サービス利用者が故意または過失による出火その他の行為により、当センターまたは第三者に損害を与えた場合、両サービス利用者はその損害をすべて補償しなければなりません。
- 2 前項の損害は、通常生じうる損害と特段の事情により生じた損害の双方を含むものとします。

第8条（不当行為による利用制限とサービス利用の停止、解除）

両サービス利用者が次の各号に一つでも該当する場合、当センターは両サービス利用者へのサービスを即時停止、解除することができます。

- （1） 法令に反する、または反する恐れのある場合
 - （2） 提出された確認書類が真正なものではなかったと発覚した場合
 - （3） 公序良俗に反する行為があった場合
 - （4） その他、当センターが当コーナー会員として不適切と判断したとき
- 1 前項により利用が停止されたときは、両サービス利用者は当センターに対し第3条（支払い方法）に定める未払いの費用がある場合には直ちに支払わなければなりません。

第9条（全般）

- 1 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。
- 2 本契約に関する管轄裁判所は東京地方裁判所立川支部とします。

第10条（協議事項）

本規約の内容について疑義が生じたとき、または会員利用規約に定めのない事態が生じたときは双方誠意を持って協議し解決することとします。

附則

本規約は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

附則

令和元年 7 月 1 日改訂施行。

附則

令和元年 8 月 1 日改訂施行。

附則

令和 2 年 2 月 1 日改訂施行。

附則

令和 2 年 6 月 1 日改訂施行。

附則

令和 2 年 10 月 1 日改訂施行。

附則

令和 4 年 6 月 16 日改訂施行。

附則

令和 6 年 8 月 1 日改定施行。